

地域との協働指針（概要版）

～ みんなでつくる快適で活力に満ちた都心型協働社会 ～

1

なぜ今「協働」なのか

1 「地域との協働指針」策定の背景

(1) 地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています

区政を取り巻く環境が大きく変化しており、子育て支援など快適な都心居住を推進する上での新たな課題が顕在化するとともに、急激な人口増加やライフスタイルの変化などにより多様なニーズ・価値観の広がりが加速しています。こうした状況に行政だけで対応するには限界があり、地域の課題に主体的に取り組む団体と協働しながらきめ細かく対応していくことが必要な時代になっています。

(2) 社会貢献活動の輪が広がりつつあります

NPO法人やボランティア団体、企業による社会貢献活動が活発化し、新たな公共サービスの担い手としての期待が高まっています。今後、多様なニーズに対応するためにも区と団体との協働が求められています。

(3) 地域の活動に参加しやすい環境づくりが求められています

世論調査では、7割近くの区民が「地域活動への参加意向」を示しています。また、団塊の世代も自らの経験を生かす場として、地域活動に目を向けつつあり、区民の生きがいの場や社会参加の受け皿を拡大していくことが必要となっています。

2 協働の意義

(1) 多様で複雑化する区民ニーズに効果的な対応ができるようになります

地域で活動する団体が公的なサービスの新たな担い手となることで、柔軟できめ細かいサービス提供ができるなど、新しい形の公共の取組が広がっていきます。また、区民自らが担い手となることにより、潜在的なニーズや地域課題が発掘できます。

(2) 地域活動への主体的な区民参画の促進につながります

区民をはじめ、在学・在勤者など中央区にかかわりを持つ多くの人々が、主体的に地域活動に参画できる場が拡大します。また、地域課題にかかわることで、自治意識が高まるとともに、自己実現の機会が増えていきます。

(3) さまざまな団体が力を出し合う「地域力」が向上します

さまざまな団体の社会貢献活動が活発になり、人と人とのつながりが強まるとともに、団体同士のネットワークが広がることにより、都心型コミュニティが育まれ、地域全体の総合力が向上します。



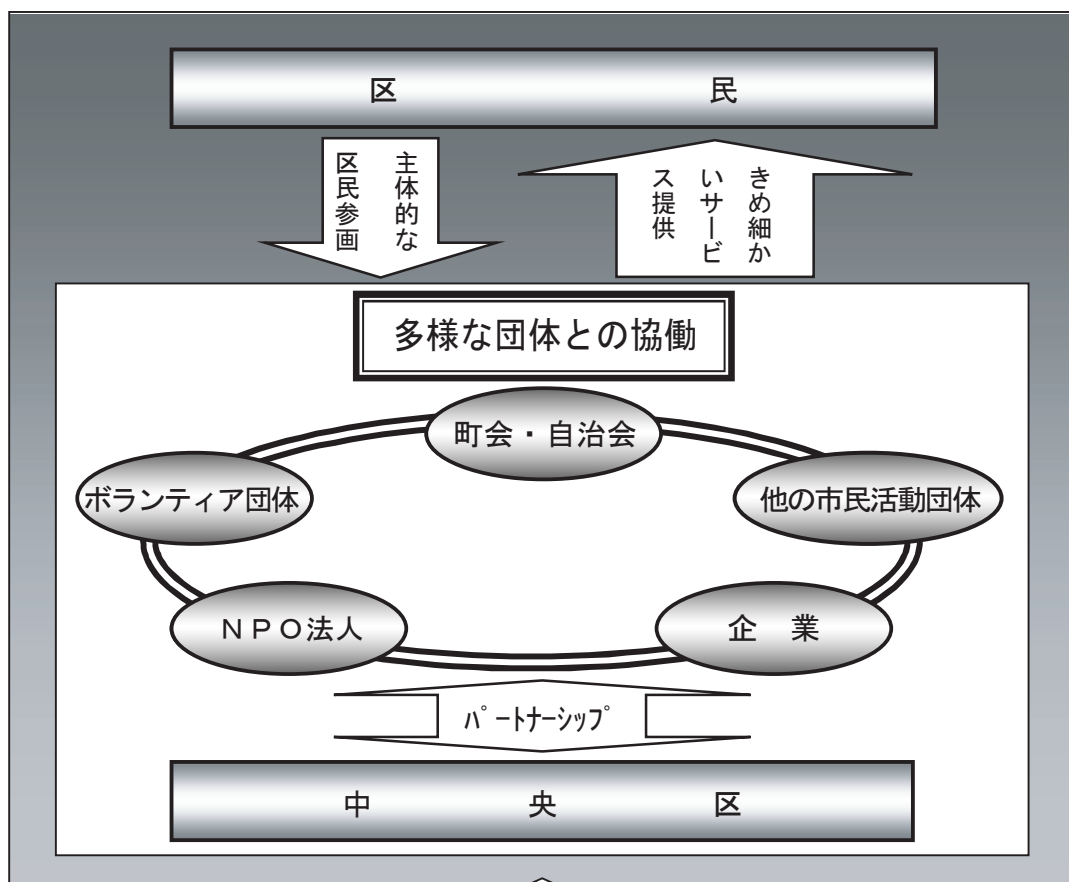
3 本指針のねらい

- 区と公的なサービスを担うさまざまな団体が協働を推進する基本的な考え方を明らかにします。
- 複数の団体間同士の協働も積極的に展開されるよう、協働の手引きとして活用されることを期待します。

〈地域との協働イメージ〉

みんなでつくる快適で活力に満ちた都心型協働社会

多様で複雑化する区民ニーズへの効果的な対応
地域活動への主体的な区民参画の促進
さまざまな団体が力を出し合う「地域力」の向上



地域との協働指針

〈地域との協働を推進するための羅針盤〉

2

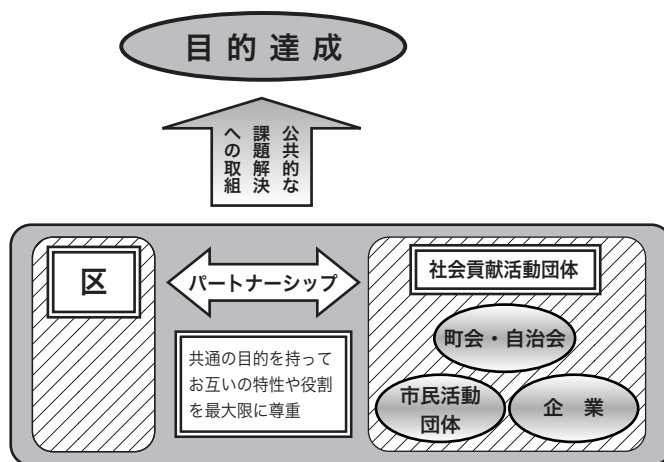
協働を進める上での基本的な考え方

1 「協働」とは

中央区における「協働」とは、

「中央区をより良い地域社会として将来にわたって豊かに発展させていきたい」という意志のもとで、

「区と公的なサービスを担うさまざまな団体が、お互いの特性や役割の違いを尊重し、共通の目的のもとに相乗効果を上げながら、公共的な課題の解決に取り組む活動」をいいます。



2 協働の対象

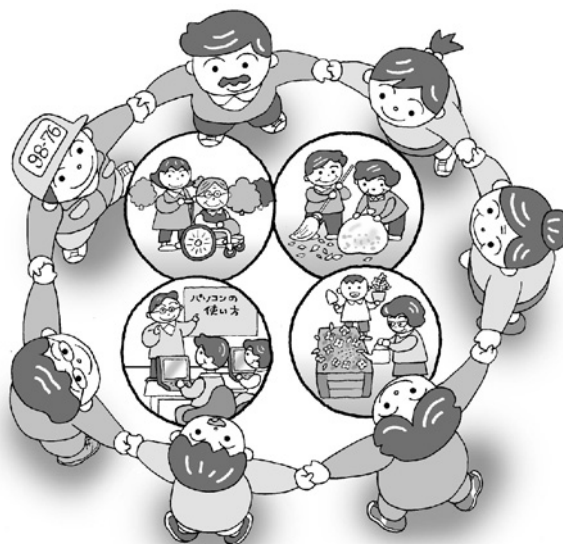
「協働の対象」は、**「区内において社会貢献活動および公共的な地域活動を行う団体・企業」**

(以下、「社会貢献活動団体」という。)とします。

具体的には、「区民（昼間区民などを含む）が主体的に公益活動を行う民間非営利の団体」を指し、

「町会・自治会などの地縁団体、NPO法人・ボランティア団体をはじめとする市民活動団体、公益活動を実践する企業等」があげられます。

ただし、宗教活動それ自体を目的とする団体や政治活動を主な目的とする団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含みません。



3 協働によって期待される効果

区民にとっての効果

- ◎区民ニーズに合ったきめ細かで質の高いサービスが受けられます
- ◎区政運営への区民参画が促進されます
- ◎多様なキャリアを持つ区民の生きがいの場や新しい雇用の機会が拡大します

社会貢献活動団体にとっての効果

- ◎団体が持つ理念や使命をより効果的に実現できるようになります
- ◎新たな活動の場や事業展開の機会が拡大されます
- ◎協働による活動実績や成果は区民の理解や評価が高まるきっかけとなります

中央区にとっての効果

- ◎よりニーズに沿った行政サービスを迅速に提供できるようになります
- ◎行政体質を改善する契機となります
- ◎事業の見直し等により、さらなる行政の効率化が図られます

4 協働の形態

協働事業を進めるにあたっては、事業の目的や内容、期待する効果などパートナーとなる相手の特性によってどのような協働の形態が適切かなどを検討し、効率的で効果的な形態を選択します。主な協働の形態としては「共催、事業協力、協働委託、政策提案の受け入れ」等があります。

5 協働にふさわしい事業のあり方

協働にふさわしい事業とは、「協働相手である各団体の特性を十分に生かすことができ、かつその特性を公的なサービスに取り入れることで、より効果的・効率的な区民サービスの提供が可能となる事業」と考えます。

協働にふさわしい事業（例）

- (1) 多くの区民が参加し、区民が主体的に取り組む事業
まちづくり、地域コミュニティ活動、リサイクルや省エネルギーなどの環境保全活動など
- (2) 地域ニーズに沿った柔軟できめ細かなサービスを提供する事業
子育て支援、高齢者・障害者の生活支援など
- (3) 社会貢献活動団体の先駆的な取組や先導性を生かせる事業
生涯学習推進、芸術・文化活動、男女共同参画推進、ITの普及啓発など

3

協働を進める上での課題

1 団体別の主な課題

区内に存在する社会貢献活動団体が抱える課題としては、以下の点があげられます。

(1) 町会・自治会

- ◆役員の高齢化や後継者不足である
- ◆新たな住民との関係づくりが進まず、未加入者も増加している

(2) NPO法人、ボランティア団体

- ◆NPO活動に対し、区や地元組織の理解が十分に得られていない
- ◆組織運営の基盤に不安がある
- ◆区内での活動拠点の確保が難しい

(3) 事業者（商店会・工業会・企業等）

- ◆どのような社会貢献活動を行うべきか方向性が定まっていない
- ◆企業本来の営利活動と社会貢献活動の境界線が明確でない

2 区の主な課題

区と社会貢献活動団体との協働にはいくつかの先行する取組が見られるものの、まだまだ取組事例は少ない傾向にあります。協働する上での区の主な課題は、以下の点があげられます。

- ◆団体の存在や活動実態が十分に把握できていない
- ◆職員の協働に対する理解が必ずしも十分ではない

4

協働の推進に向けて

1 協働を推進する上での役割

区の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○社会貢献活動団体の自主性および自立性を尊重した上で、必要な支援および環境整備に努めます。 ○効果的かつ効率的な施策を展開していくため、多様な団体との協働の推進に努めます。
区民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい形の公共を創造するために、地域社会に関心を持って、積極的に公益活動に協力し、または自発的に参加するよう努めることが望まれます。
市民活動団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの使命と責任において、その特性を十分に生かした公益活動を推進するとともに、当該活動が広く区民に理解されるよう努めることが望まれます。 ○団体の持つ特性を生かして、協働を推進することが望まれます。 ○民主的で開かれた組織運営に努めることが望まれます。
企業の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○企業としての社会的責任の遂行と地域社会の一員であることを認識し、地域との協働に関する理解を深め、積極的に公益活動に努めることが望まれます。 ○企業が持つ会議室などの資源を積極的に提供し、地域での公益活動の支援に努めることが望まれます。

2 協働の原則（協働推進の共通ルール）

協働事業に取り組むにあたっては、区と社会貢献活動団体が遵守すべき約束事（ルール）を定め、お互いが確認し合います。

地域性の重視

中央区の文化・伝統・歴史を尊重しながら協働事業に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化に貢献します。

事業目的の共有化

協働事業の目的を理解し、必要な情報を随時交換・共有します。

立場の対等性

協働の団体同士が、独立した責任主体としての立場で合意形成を行い、それぞれの能力や規模に応じた義務と責任を果たします。

相互理解・自主性の尊重

組織の成り立ちや意志決定の方法などお互いの違いを尊重しながら対話することで、信頼関係を構築します。

公開性・公平性・透明性の確保

企画段階から事業実施後の評価に至るまでのプロセスを公開し、協働の機会の公平性や地域社会への説明責任を果たします。

3 協働のプロセスの確立

協働事業の実施にあたっては、原則として、事業検討・協働相手の選定・評価など「協働のプロセス」すべてにわたって、透明性や公開性を確保していきます。

事業の協働化に向けた検討



協働形態の選択



協働相手の選定・協定書の締結



協働事業の実施



協働事業の評価

フィードバック

4 協働を推進するための具体的な取組

区では「地域との協働」を積極的に推進するために、以下のような施策を展開していきます。

(1) 社会貢献活動についての理解とネットワークを広げます

地域に根ざした活発な社会貢献活動を区内で展開していくため、より多くの区民が社会貢献活動についての理解を深めるとともに、団体情報の共有・公開などネットワーク化を推進します。

団体情報バンクの導入	インターネットを通じて社会貢献活動団体の活動内容や協働の実施状況などを積極的に公開する情報バンクを導入します。
区民向け協働講座の充実	区民同士、または区民と社会貢献活動団体との新たなネットワークづくりの機会を提供します。
協働情報紙の発行	協働に関する先進的な事例などについての情報紙を定期的に発行します。
協働事例集の作成	本区の協働事例について広く区民に周知するとともに、区と社会貢献活動団体が協働事業を行う際の参考資料として活用します。

(2) 協働を推進するための環境づくりを進めます

多様な社会貢献活動団体の自立性や独自性を最大限に尊重しながら、それら団体を「育む」視点に立って側面的な支援を行います。

団体向け協働講座の開催	社会貢献活動団体に必要な専門スキルの習得や協働事業の推進を目的とした学習機会を提供します。
社会貢献活動に取り組む人材づくり	地域における社会貢献活動の推進と定着を図ることを目的に、「協働」を推進する人材づくりを支援します。
町会・自治会の活性化支援	町会・自治会への加入促進を図る「ちらし」や「ポスター」を作成するなど、町会・自治会の活性化に向けた支援を行います。
コミュニティビジネスの支援	コミュニティビジネスの普及を図るため、社会貢献活動団体との共催による各種講座の開催や設立に向けての支援を行います。
専門相談窓口の設置	社会貢献活動団体の組織運営や法人格の取得などに関する相談に応じるとともに、地域活動や協働事業に関する必要な情報を提供する相談窓口を設置します。
協働事業提案制度の導入	社会貢献活動団体が持つ柔軟性・迅速性・専門性などの特性を生かした施策やアイデアを公募し、提案団体との協働の実現に向けた支援を行います。
財政基盤の確立に向けた支援	社会貢献活動に賛同する区民や企業の寄付により団体活動を支える基金制度など、新たな財政支援を検討します。
協働協定書の活用	事業の目的や役割分担・費用・責任の所在などを記載する「協働協定書」を締結し、事業実施前に双方が再確認し合います。
協働事業の評価	協働事業の評価を行い、既存の事業を検証・見直すとともに、その結果を次の協働事業の検討や実施に際して改善・反映します。
協働推進会議（仮称）の設置	学識経験者や団体代表者などで構成する第三者機関を設置し、協働事業の推進に関する審議をはじめ、提案された協働事業の審査・検討や協働事業の評価などを行います。

(3) 活発な社会貢献活動を支援するための拠点づくりを進めます

社会貢献活動団体の活動基盤の強化を図るため、活動支援や交流の場などの機能を持つ拠点を整備します。

<p>活動推進センター（仮称）の整備</p>	<p>NPOやボランティア団体の情報交換の場である「NPO・ボランティア団体交流サロン」の機能を発展的に継承しつつ、区内における社会貢献活動の一層の活性化と普及促進を図るため、社会貢献活動を推進する拠点として整備していきます。</p> <p>なお、「活動推進センター（仮称）」の主な機能は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会貢献活動についてのインフォメーションセンターとして <ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献活動に関する総合的・専門的な相談 ・情報の収集・提供 ② 社会貢献活動の活性化に向けた拠点として <ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成・確保への支援 ・「情報交換の場」や「活動の場」の提供 ・交流会・各種講座の開催 ③ 地域ネットワークの中核として <ul style="list-style-type: none"> ・地域での社会貢献活動や協働事業を促進するコーディネーター機能 ・団体との連絡会の開催
<p>新たな活動拠点の確保</p>	<p>区民館などの地域に密着した区施設の安価な利用など、社会貢献活動団体が地域活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。</p>

(4) 協働を全庁的に推進していくための体制を整備します

区が全庁をあげて協働を推進していくために、職員の意識啓発や協働推進マニュアルを作成するなど、協働のパートナーとなり得る体制づくりを進めます。

<p>職員の意識啓発</p>	<p>職員が協働に関する正しい知識を持つことは非常に重要であり、今後、職員研修の充実などを通じて職員の意識啓発を進めます。また、職員におけるボランティア休暇制度の活用を促進していきます。</p>
<p>協働推進マニュアルの作成</p>	<p>各部署が協働事業を実際に行っていく上でのマニュアルを作成します。</p>
<p>社会福祉協議会との連携強化</p>	<p>ボランティア活動に関する豊富な知識や経験を持つ社会福祉協議会「ボランティア区民活動センター」との連携を強化し、社会貢献活動に関する「中間支援組織」のあり方や協働に関する各種施策の展開など、協働を推進する体制を整備します。</p>
<p>庁内推進体制の整備</p>	<p>区の各部署から構成される庁内会議を設置し、協働事業への取組状況や調整などを行い、全庁的に協働事業を推進する体制を整備します。</p>
<p>既存事業の協働化に向けての検討</p>	<p>新たな協働事業の検討や既存事業の協働化に向けての検討を行い、行政サービスに協働の手法を積極的に取り入れていきます。</p>
<p>地域通貨の研究</p>	<p>地域通貨は、地域内での経済循環の活性化など経済的效果とコミュニティ再生への効果が期待されています。先行事例を参考にしながら、都心区としての「協働」によるまちづくりに向けた地域通貨の位置づけと役割などを研究します。</p>
<p>国・東京都・特別区との連携強化</p>	<p>国をはじめ、東京都、特別区などの関係行政機関との連携を強化するとともに、区は基礎的自治体として身近な地域に関連する施策の展開を充実します。</p>

「地域との協働指針」の策定にあたって

中央区は、江戸以来400年余の歴史の中で育んできた下町特有の人情と連携によるコミュニティとともに、高度な業務商業地を集積する昼間区民や新たな転入世帯などさまざまな特性を持っています。

また、社会経済の変化に加えて近年の急激な人口増加は、区民一人ひとりの多様なニーズや価値観の広がりや加速させると同時に、住民同士の連帯感の希薄化などの問題ももたらしています。

このように社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、いきいきとした誰もが暮らしやすいまちをつくるためには、子育てや介護、環境保全、安全・安心など多くの課題に対し、町会・自治会をはじめNPO法人、ボランティア団体、企業などと区が力を合わせて取り組んでいく「協働」を一層推進させていくことが求められています。

このため、その基本的な考え方や進め方などを明らかにするとともに、区と地域団体が共通の認識を持って快適都心を実現していくための「地域との協働指針」を策定いたしました。

区民の皆さんをはじめ、在学・在勤者など本区にかかわりのある多くの人々と区がともに手を携えながら、「100万都市中央区」にふさわしい、より良い地域社会に発展させていく所存です。

おわりに、指針の策定にあたり、お力添えをいただきました策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケートやヒアリング調査に快くご協力いただきました多くの皆さまに厚く御礼申し上げますとともに、区民皆さまの区政に対する一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成18(2006)年3月

中央区長 矢田 美英

策定にあたっては、意見も募集しました（パブリックコメント）

■寄せられたご意見と本区の考え

1	意見	本文中に「協働の形態」がありますが、形態はここに示しているものだけですか。これ以外のものは、協働とはいえないのですか。
	区の考え	ここでご紹介した「協働の形態」は、本指針をより多くの皆さまにご理解いただくため、そのイメージをわかりやすく表現する目的で、主な一例として取り上げています。今後、より具体的な区の実践を示す協働推進マニュアルを整備する中で、より多くの「協働の形態」を示していくこととします。また、協働は今後多種多様に発展していくものと思われますので、協働の実践を積み重ねる中で、「協働の形態」も必要に応じて見直していきます。
2	意見	中央区の特徴の一つには、企業が高度に集積していることにある。企業との協働を推進していくためには、企業が参画しやすい仕組み（市民活動等への寄付に対する税制面の緩和）や地域が企業を評価する仕組み（企業の地域貢献度情報の発信）を盛り込んではいかがでしょうか。
	区の考え	今後、協働を推進するためのさまざまな施策を展開する中で、ご意見も踏まえ、情報提供のあり方や財政基盤の確立に向けた支援策について検討していきます。
3	意見	協働を進めていくためには、それらに関わる主体間の信頼関係を築いていくことが重要です。そのため、協働のプロセスにおいてそれぞれの主体間同士がそれぞれの主体を評価する仕組みを取り入れるべきと考えます。
	区の考え	協働プロセスの中で、目標設定の達成度や満足度、協働相手の特性の発揮度など、「協働事業の評価」を行うこととしています。今後、本指針を踏まえ、協働推進マニュアルを整備する中で、客観的かつ厳格な評価手法を確立していきます。
4	意見	「地域との協働指針」を作成した後、協働を進めるために、具体的にどのような取組を行うのですか。
	区の考え	区が全庁をあげて協働を推進していくための喫緊の課題である「職員の意識啓発」や「協働推進マニュアルの作成」など、庁内体制づくりに取り組むとともに、社会貢献活動や協働に対する区民の理解を深めていく取組を進めていきます。また、本区のボランティア活動の拠点である「ボランティア区民活動センター」との連携を強化し、コーディネーター機能の充実や区民・団体にもわかりやすい窓口として見直しを進めます。 さらには、協働の相手方となる社会貢献活動団体を側面的に支援するため、専門相談窓口の設置や、団体向け講座の開催、活動拠点の確保などにも併せて取り組んでいきます。

問合せ先

中央区区民部地域振興課
東京都中央区築地1-1-1
電話 03(3546)5336 (直通)



ホームページでもご覧になれます。
アドレス <http://www.city.chuo.lg.jp/>

平成18(2006)年3月発行